

令和元年度

定期監査結果報告

守口市監査委員

目 次

1	監査の概要	1
2	監査の結果	
	総括	2
	個別事項	
	〔前期〕	
	こども部	
	こども政策課	3
	こども施設課	4
	子育て支援課	4
	わかくさ・わかすぎ園	5
	子育て世代包括支援センター	5
	教育委員会事務局	
	総務課	6
	学校管理課	6
	学校教育課	7
	保健給食課	8
	教育センター	8
	〔後期〕	
	企画財政部	
	広報広聴課	9
	企画課	10
	財政課	11
	財産活用課	11

1 監査の概要

(1) 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

(2) 監査の実施期間

〔前期〕 令和元年9月から同年12月

〔後期〕 令和2年1月から同年3月

(3) 監査の対象事項

〔前期・後期〕

財務その他に関する事務の執行

(4) 監査の対象期間

〔前期・後期〕

平成31年1月から令和元年7月

(5) 監査の対象部局

〔前期〕

こども部 こども政策課、こども施設課、子育て支援課、
子育て世代包括支援センター

教育委員会事務局 総務課、学校管理課、学校教育課、保健給食課、
教育センター

〔後期〕

企画財政部 広報広聴課、企画課、財政課、財産活用課

(6) 監査の実施方法

〔前期・後期〕

財務その他に関する事務の執行等が、地方自治法をはじめとする関係法令に基づき、公正で合理的かつ効率的に実施されているかについて監査を実施した。

具体的には、対象部局から対象期間の支出や収入に係る起案文書、契約書、支出負担行為伺書及び調定決議書等の関係書類の提出を求め、一部を抽出し、監査を実施した。

2 監査の結果

今回の監査において、次のとおり改善すべき事項が認められたので、措置を講じられたい。

なお、順序としては、まず前期・後期を通じての総括を、次に前期・後期に係る個別事項を、それぞれ記述した。

<総括>

本年度の定期監査は、平成 28 年度から 4 年間にわたり、財務事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、全部局を対象に順次実施する監査計画の最終年度分として実施した。

今回の監査においても、現在の方式を採用した平成 21 年度以降と同様に、契約書に規定すべき内容の漏れや規定された内容の不備といった、過去から指摘してきた基本的な誤りが存続していた点は大変残念でならないが、それに止まらず、市民や民間事業者を対象とした補助金等の交付に係る事務においても不適切な事例が散見された点は、重ねて憂慮される。

他方、過去の定期監査を通じて指摘した事項に対しては措置が講じられていた点に加え、一巡前の監査時と比較すると、大半の所属において指摘事項の数が減少傾向にあった点は、各位が監査結果の理解に努められ、ひいては問題の再発防止に取り組まれている一定の成果と考える。

なお、今後は定期監査時に指摘を受けた業務そのものに対して措置を講じることがもとより、同様の誤りが発生するリスクが他の業務についても存在するかなどを検討するなど、発展的に対処する能力も問われる。

今般、地方自治法の一部改正があったことに伴い、令和 2 年度より守口市監査基準に則った監査を実施することとなるが、その中にも明記しているとおり、監査委員が実施する監査はリスクに重点を置き対象を選別するものである。

したがって、監査対象外の領域を補完するためには、マニュアル等を用い各所属内で誤りの発生を予防する仕組みを整備し、守口市としての内部統制機能を発揮する必要があることは言うまでもなく、責任の所在を明確化することにより職員一人一人が常に自己点検を行う意識を持ち、第三者的立場から所掌業務を見つめ直した上、必要に応じて改善に繋げることが不可欠となる。

本年度の定期監査をもって一つの区切りとはなるが、この間、監査委員としても日常的に行ってきた指導・助言による市長部局等との連携体制を維持しつつ、次年度以降も新たな監査計画に沿って的確かつ有効な監査を実施し、共に健全な組織の実現に向け尽力して参りたい。

＜前期個別事項＞

（こども部）

こども政策課

- 1 守口市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - （1）守口市文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）第8条第1項第1号では、往復文書は同一の番号を用い「の2」の枝番号を付けなければならないと規定されているが、変更交付申請書の提出依頼に係る往復文書において、新たな文書番号を付していた。
 - （2）要綱第12条第2項に規定された変更交付決定に係る通知書名は「変更承認通知書」であるが、「変更交付決定通知書」の名称で通知していた。
 - （3）事業の完了日は3月31日となるが、実績報告書の提出日及び收受日が事業完了前の日付であった。また、当該報告書の添付書類である「雇用証明書」等についても、同様のものがあつた。
 - （4）実績報告書において、補助金の交付決定額が0円となっているものがあつた。
- 2 守口市保育補助雇上強化事業補助金に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - （1）交付申請書の提出日と、添付書類である「保育補助者実習等終了証明書」の証明日に、整合性がなかつた。
 - （2）事業の完了日は3月31日となるが、実績報告書の提出日及び收受日が事業完了前の日付であった。
 - （3）補助金の補助対象である保育補助者については、要綱第2条第2項イにおいて「原則として勤務時間が週30時間以下である者」と規定されているが、実績報告書の添付書類である賃金台帳に照らすと不適切なものがあつた。

(4) 社会保険料の事業者負担額についての記載が、「所要額内訳調書」と「賃金台帳」で異なっていた。

3 守口市保育事業補助金において、要綱第8条第2項に規定された変更交付決定に係る通知書名は「変更承認通知書」であるが、「変更交付決定通知書」の名称で通知していた。

こども施設課

1 外島認定こども園ブロック塀改修工事について、変更契約の締結日が、変更契約を締結する旨の協議日よりも前の日付となっていた。

2 守口市子ども・子育て支援交付金に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。

(1) 要綱には、交付金を概算払により交付し、交付金額の確定後に精算すると規定されているが、概算払を行わず、交付金額確定後に交付していた。

(2) 要綱第6条では、交付決定をする場合には条件を付すことと規定されているが、交付決定通知書等に当該条件が記載されていなかった。

3 守口市立にじいろ認定こども園給食調理業務等委託について、当初の連帯保証人と保証人を変更する旨の協議等を行わないまま、契約期間の途中で新たな連帯保証人を設定するための変更契約が締結されていた。

4 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の支払時に保護者へ送付している災害共済給付金の振込通知において、給付金に対する不服審査請求について教示しているが、誤った審査請求期間が記載されていた。

子育て支援課

1 児童扶養手当返還金の徴収事務において、納入日が納期限より遅延しているものがあつた。

- 2 未熟児養育医療システムの使用契約において、契約書に守口市契約規則（以下「契約規則」という。）第17条第1項第4号及び同項第7号でそれぞれ規定された『契約保証金』及び『検査』の項目が記載されていなかった。
- 3 もりぐち児童クラブ事業登録児童室業務の委託契約に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約書に規定された受注者による『業務責任者の通知』及び『事業計画書の提出』が履行されていなかった。
 - (2) 契約金額が500万円以上の場合、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を市に提出するよう求めることとなっているが、該当する全ての契約において、誓約書に必要事項が記載されていなかった。
 - (3) 契約書において、消費税法に係る適用条項の記載に誤りがあった。
- 4 守口市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練給付金等支給要綱に基づき、所定の各種資格に関する養成課程を修了した1人親世帯に対して、修了支援給付金を交付しているが、申請期限を超過した申請に基づき交付されているものがあつた。

【わかくさ・わかすぎ園】

- 1 児童発達支援センター施設利用者負担金の徴収に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 全ての調定決議書において、記載された納入義務者に誤りがあつた。
 - (2) 過年度分において、収入未済額が発生していた。
- 2 わかくさ・わかすぎ園が保有する車両の車検を実施しているが、その契約方法に係る適用条項の記載が不十分であつた。

子育て世代包括支援センター

特になし

(教育委員会事務局)

総務課

- 1 旧守口市三郷コミュニティセンター機械警備業務委託契約において、年度開始前に契約が締結されていた。
- 2 守口市青色防犯パトロール活動補助金について、団体から提出された「守口市青色防犯パトロール活動補助金交付申請書」及び教育長から通知する「守口市青色防犯パトロール活動補助金交付決定通知書」に、文書番号が付されていないかった。
また、一部の団体に追加で交付決定を行っているが、文書番号を付さない簡易起案処理がされており、交付決定に至る経緯が明記されていないかった。
- 3 さつき小学校・さつき中学校警備業務委託契約において、連帯保証人が設定されており、消費税の引き下げに伴う変更契約及び運用上の変更に伴う変更契約が締結されているが、各変更契約書中に連帯保証人の記名押印がなく、委託者及び受託者のみで変更契約が交わされていた。
- 4 守口市立小学校警備業務委託（守口市立よつば小学校及び寺方南小学校）において、契約書に記載のある「守口市清掃警備業務委託契約金額一覧表」が添付されていないかった。
- 5 教育業務システム保守業務委託に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約金額は月払いで支出されているが、契約書に契約規則第17条第1項第6号に規定された「支払の時期及び方法」が記載されていないかった。
 - (2) 本件に係る支出負担行為の決定権は、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第4号により教育長に委任されているが、市長名で契約が締結されていた。

学校管理課

- 1 学校施設等目的外使用料に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。

- (1) 減免申請書において、減免申請理由欄等への記載漏れが散見された。
- (2) 使用を許可する前に調定決議書を作成し、納付書を発行していた。
- 2 行政財産目的外使用に係る使用料の徴収事務において、納入日が納期限より遅延しているものがあった。
- 3 八雲小学校のプールろ過装置の修理を随意契約（特命）で行っているが、その特命理由に不明瞭な内容があった。
- 4 藤田小学校他1校のプール清掃業務に係る委託料の支払が大幅に遅延していた。

学校教育課

- 1 守口市帰国、渡日児童・生徒自立援助通訳派遣事業に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 要綱第5条において、通訳の派遣を受けた学校長は「通訳派遣状況報告書」を毎月委員会に提出しなければならないとされているが、数か月分が一括で収受されていた。
 - (2) 要綱に規定がない月分について、報償金が支出されていた。
 - (3) 要綱第3条第3項において、1回あたりの派遣時間は2時間以内とされているが、当該制限時間を超えて派遣されているものがあった。
- 2 守口市読書活動推進事業において、学校に配置された司書の休憩時間が、労働基準法第34条第1項に規定された時間に満たなかった。
- 3 土曜日学習事業において、契約書に記載された年度ごとの支払限度額に誤りがあった。

保健給食課

- 1 給食調理備品等使用料の徴収事務において、納入日が納期限より遅延しているものがあった。
- 2 守口市立小学校給食調理業務の委託契約に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 入札参加業者から入札書記載金額の基となった内訳書を提出させることとしているが、様式に曖昧な点があるため、業者により記載方法が異なっており、積算過程が不明なものなどがあった。
 - (2) 契約書において、契約保証金の納付の免除に係る適用条項の記載が不十分であった。
 - (3) 契約金額が500万円以上の場合、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を市に提出するよう求めることとなっているが、該当する全ての契約において、誓約書に必要事項が記載されていなかった。

教育センター

- 1 小学校コンピュータ教室教育用タブレット及びよつば小学校・寺方南小学校ICT環境整備のリース契約に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - (1) リース業者と締結している契約書は市長名で作成されているが、別途修理費用の負担について保守業者と締結している覚書は教育センター長名で作成されていた。また、双方が押印した覚書の原本が、市において3通保管されていた。
 - (2) リース契約期間は平成30年4月1日からであり、保守の対応期間も同日からとなっているが、覚書の締結日は平成30年6月26日となっていた。

- (3) 契約書第18条において、再委託を原則として禁止しつつ「甲（市）の承諾を受けたときは、この限りではない。」としているため、再委託時にはリース業者から申出を受けて承諾することとなるが、その手続きを行っていなかった。また、覚書の締結に係る起案処理や公印使用に係る手続きも行っていなかった。
- 2 校内研究会推進事業において、小・中学校で教職員等を対象に講師を招き研修を実施する際には、要項に基づき「校内研究実施計画書」を所定の期限内に教育センターへ提出することになるが、期限を順守していないものが散見された。
- 3 守口市社会人等指導者人材バンク事業において、知識・技能を有する社会人等を活用し児童・生徒への指導を行うにあたり、要領第8条に基づき当該社会人等に支給する報償金が、一人で2校の部活動を合同指導した者について、重複して支給されていた。

<後期個別事項>

(企画財政部)

広報広聴課

- 1 広報もりぐち及び守口市ホームページの有料広告掲載業務委託契約に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約方法に係る適用条項の記載に誤りがあった。
- (2) 入札において、委任状を提出しているにもかかわらず、入札書は代理人名でなかった。
また、入札参加業者から入札書記載金額の基となった内訳書を提出させることとしているが、内訳書の提出がないものがあった。
- (3) 入札等の起案文書において、予算額の記載に誤りがあった。

- (4) 仕様書における広告1枠あたりの月額に適正を欠いていた。
 - (5) 広告掲載料の徴収事務において、納付書に納期限の記載のないもの及び仕様書に記載の納期限と異なる納期限が記載されたものがあった。
- 2 情報コーナー内の複写機利用者用コインキットの保守・点検業務委託契約において、契約書の添付書類である「契約金額内訳書」中で、参照先として記載された契約書の条文に誤りがあった。
 - 3 守口市シンボルキャラクターの着ぐるみの貸出しに係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 利用者は、要領に基づき、貸出承認申請書を貸出しを受けようとする期間の初日から起算して2か月前から2週間前までに提出しなければならないが、提出が遅延している申請書が散見された。
 - (2) 着ぐるみの貸出期間は3日以内となるが、4日で承認しているものがあった。

企画課

- 1 EPサービスの委託契約において、契約書に契約規則第17条第1項第7号で規定された『検査』の項目が記載されていなかった。
- 2 内部系業務システムの保守契約において、契約書に規定された受注者による『業務責任者の通知』及び『事業計画書の提出』が履行されていなかった。
- 3 基幹系業務システムの保守契約において、契約書に規定された受注者による『業務責任者の通知』及び『事業計画書の提出』が履行されていなかった。
- 4 iJAMPの使用契約において、契約書に契約規則第17条第1項第4号及び同項第7号でそれぞれ規定された『契約保証金』及び『検査』の項目が記載されていなかった。
- 5 LGWAN接続ルータのレンタル契約において、契約書に契約規則第17条第1項第7号で規定された『検査』の項目が記載されていなかった。

- 6 基幹系業務システムの貸借契約において、契約書中、契約規則第17条第1項第4号で規定された『契約保証金』の項目の記載が不十分であった。

財政課

特になし

財産活用課

- 1 守口市役所旧4号別館の貸借契約において、貸付料の日割額の算出にあたり、閏年であることが考慮されていなかった。
- 2 旧中央コミュニティセンターの貸借契約に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 文書取扱規程第8条においては、簡易なもの等を除き、受発文書に番号を付けなければならないと規定されているが、相手方から提出された「普通財産使用申請書」に文書番号が付されていなかった。
 - (2) 契約保証金は免除されているが、千円未満を切り上げて算出するべきところを、百円未満を切り上げて算出されていた。
- 3 旧守口市本庁舎敷地内他5件の貸借契約に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 「普通財産使用申請書」の提出日より前の日付で収受処理をしているものが散見された。
 - (2) 普通財産を無償貸付又は減額貸付できる場合は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に該当する場合には限られているが、守口市道路占用料条例施行規則第3条における減免規定を根拠として貸付料を免除しているものがあつた。
 - (3) 貸付料について、一括納付ではなく3か月ごとの納付としているが、守口市道路占用料条例第3条第2項に規定された特別の事由が起案文書に明記されていなかった。

- 4 桜町団地敷地の一部の賃貸借契約において、契約を更新するにあたり、日付の異なる2種類の文書を作成しているが、起案文書には一方の公印使用印しか押印されていなかった。
- 5 桜町外店舗第8号店及び第9号店の賃貸借契約において、契約書で賃借権の譲渡が禁止されているが、事業譲渡に伴う賃借人の地位継承を承認していた。
- 6 賃貸借契約全般に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 普通財産を貸し付けようとするときは、守口市財産規則第10条の規定により、借受人が公共団体又は公共的団体等である場合を除いて連帯保証人を設定することとされているが、その者の資力の確認を行っていない契約が散見された。
 - (2) 契約金額が500万円以上の場合、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を市に提出するよう求めることとなっているが、該当する全ての契約において、誓約書が提出されていなかった。
 - (3) 契約締結日が記載されていない契約書が散見された。
 - (4) 契約書の「契約の解除」に係る条項中、守口市暴力団排除条例等に関する内容が含まれていないものが散見された。
- 7 旧国際交流センター解体工事において、工事に係る事務を効率的かつ明確にするため台帳処理を行っているが、収受した工事完成届等の文書に文書番号が付されていないものがあつた。
- 8 金下貸店舗耐震診断業務委託において、入札参加業者から入札書記載金額の基となった内訳書を押印して提出させることとしているが、内訳書の提出がないものや、押印のない内訳書が提出されているものがあつた。